

障害のある方に対する自動車税・自動車取得税の減免について

県では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方（以下、「身体障害者等」といいます。）が社会生活を円滑に営むことができるよう、一定の要件に該当する場合申請により自動車税・自動車取得税の減免をおこなっています。なお、申請前に総合県税事務所自動車税センターにご相談ください。

・減免額

自動車税減免額 年税額にして45,000円を上限額として減免となります。

- ・納期限（5月末日）の7日前までに申請してください（4月1日午前0時時点で減免の対象とする自動車に身体障害者の方の名義で減免要件に該当する場合）。
- それ以外（当該年の4月1日以降の手帳の交付、自動車の取得及び納期限の6日前以後の減免申請）は、年度途中での減免となり、その場合減免上限額は、

$$\frac{\text{年税額}}{\text{（ただし、45,000円を超え）}} \times \frac{\text{申請の受理された翌月から3月までの月数}}{12}$$
 となります。
- ・既に申請年度の減免を受けた自動車がある場合、その自動車を抹消登録しない限り、申請年度は新たに自動車税の減免を受けることができません。

自動車取得税減免額 取得価格300万円×税率を上限額として減免となります。

- ・低公害車の場合、減免上限額は軽減税率で算出します。
- ・障害のある方が利用するための改造費用については特例計算します。
- ・自動車取得税の減免を受けられる場合は、必ず運輸支局での登録前に申請の審査を受けてください。

・減免台数

減免を受けられる台数は、「1人の身体障害者等について自家用自動車1台限り」です。

したがって、現在減免を受けている自動車がある場合はもちろん過去に減免を受けたことのある自動車がある場合（軽自動車を含む）も、新たな自動車で減免を受けることができません。

このような場合は、減免を受けていた（受けている）自動車を名義変更するか、または、廃車手続（抹消登録）を行うことが、新たな減免の条件となります。

・減免の判定

減免の判定は、次の2点でおこないます。

(1) 障害の等級が、下表に該当するか。

区分	障害の内容	障害者の等級等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視覚障害		○	○	○	○	○		
	聴覚障害			○	○				
	平衡機能障害				○		○		
	肢体不自由	上肢		○	○				
		下肢		○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
		体幹		○	○	○		本人運転のみ対象	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		○	○				
		移動機能		○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
	心臓機能障害		○		○				
	じん臓機能障害		○		○				
	呼吸器機能障害		○		○				
	ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○				
	小腸の機能障害		○		○				
	音声、言語又はそしゃく機能障害				○				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○					
肝臓機能障害		○	○	○					
療育手帳	1. 障害の程度「A」 または 2. 障害の程度「B」の小学校就学の始期に達するまでの児童								
精神障害者保健福祉手帳	手帳の等級が1級で自立支援医療受給者証の交付を受けている者								

※「本人運転のみ対象」の等級は、身体障害者等本人が運転する場合のみ減免適用となります。

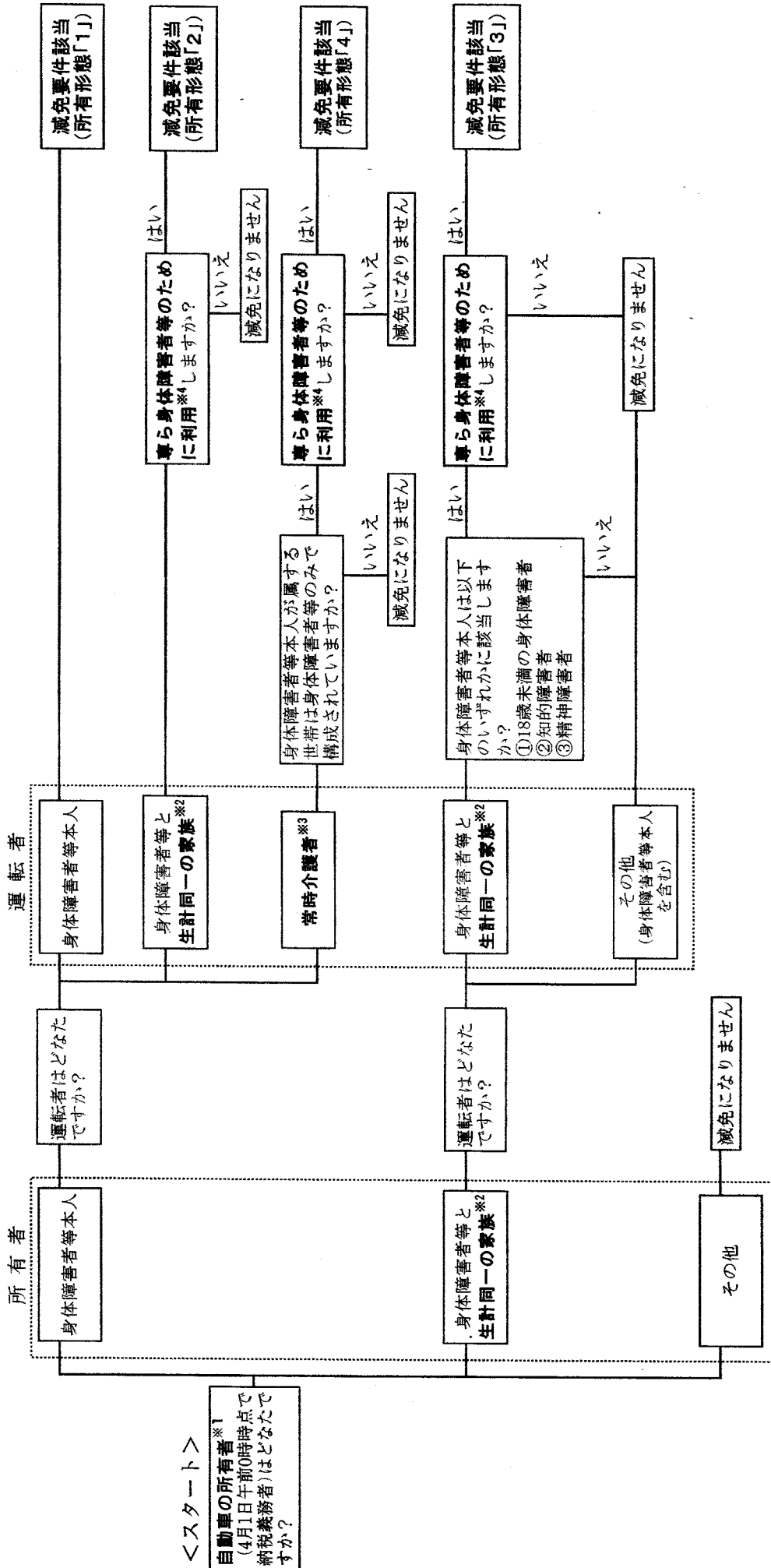
※戦傷病者手帳の場合、身体障害者手帳と同程度の障害があれば対象となります。

(2) 自動車の所有形態（所有者、運転者）等が該当するか。

次ページのフローチャートで所有形態等が減免要件に該当するかを判定します。

上記（1）、（2）の両方の条件を満たす方は、裏面の申請方法にお進みください。

・ 自動車の所有形態判定のフローチャート



< スタート >

自動車の所有者^{※1}
(4月1日午前0時時点で納税義務者)はどなたですか？

< 備考 >

- ※1 自動車の所有者 自動車検査証(車検証)の所有者欄を確認してください。 購入の際の都合により、所有者欄が自動車販売店となっている場合、使用者欄に記入のある方が所有者となります (レンタル車・リース車等は減免となりません)。
- ※2 生計同一の家族 身体障害者等本人と同一の世帯に属する方です。証明書類として住民票(納税記載のもの)が必要となります。住所が異なる場合は、生計同一であることの証明書(健康保険証、給付所得の源泉徴収票、所帯税の確定申告書または市民税・県民税申告書の写しなど)が必要となります。
- ※3 常時介護者 常時介護者の運転となる場合は、お住まいの市町村(市の福祉事務所、または町村役場)の発行する「常時介護証明書」のほか「契約書」、「自動車運行計画書」が必要となります。
- ※4 専ら身体障害者等のために利用 専ら身体障害者等の日常生活において自動車が必要であることを証明するため、「使用目的証明書」が必要となります。

< まとめ >
減免となる自動車の所有形態 (自動車の所有者、運転者の状況)

運転者	所有者本人が所有者 (納税義務者)	所有者と生計同一の家族が所有者 (納税義務者)
障害者本人	障害者が自ら運転するもの 1	障害者に なりません
障害者と生計同一の家族	障害者と生計を一にする者が、専ら当該障害者のために運転するもの 2	3
介護者	障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護するもの 4	障害者又 は精神障害者 と生計を一にする者が専ら当該障 害者のために運転するもの

減免要件に該当する方は、次ページをご確認のうえ減免申請を行ってください。
なお、所有形態ごとに必要な添付書類が異なりますので、ご注意ください。

・申請のときに必要な添付書類

申請書に添付が必要となる書類は、次のとおりです。

所有形態により必要となる書類が異なりますので、ご注意ください。

所有形態が「1」の場合	所有形態が「2」の場合	所有形態が「3」の場合	所有形態が「4」の場合
<input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)の写し <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し	<input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)の写し <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 申請者の住民票 <input type="checkbox"/> 運転者の住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 使用目的証明書	<input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)の写し <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 申請者の住民票 <input type="checkbox"/> 運転者の住民票 <input type="checkbox"/> 身体障害者等の住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 使用目的証明書	<input type="checkbox"/> 自動車検査証(車検証)の写し <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 身体障害者等の世帯全員の住民票 <input checked="" type="checkbox"/> 使用目的証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 常時介護証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車運行計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 自動車運行契約書(有償運転の場合)
住民票は、続柄が記載されたものを添付してください。			
現在減免を受けている(または過去に減免を受けていた)自動車がある場合 <input type="checkbox"/> 「抹消登録証明書」、「名義変更後の車検証の写し」または「抹消・移転・変更登録証明書」			

■印のある使用目的証明書、常時介護証明書、自動車運行計画書、誓約書は所定の様式があります。

・申請書等の入手方法

「自動車税・自動車取得税減免申請書」等の様式は、次の方法で入手できます。

- ① 下記自動車税センターへ来所または郵送を依頼
- ② インターネット(eとやま.net (<http://e-toyama.net/>)) からダウンロード
 eとやま.netホーム>電子申請>税金「障害のある方に対する自動車税・自動車取得税の減免について」

・申請方法

「自動車税・自動車取得税減免申請書」に必要事項を記入の上、各必要書類を添付して自動車税センター(申請先下記のとおり)へ申請してください。

なお、郵送による申請も受け付けています。

・申請するときの注意事項

次のような場合などは、減免要件に該当する場合であっても手続きができず、減免が遅れたり、減免とならない場合があります。申請の際は注意してください。

- ・申請書に記入もれ、記入誤りなどがある場合
- ・申請書に添付する書類に不足や不備などがある場合
- ・運輸支局での登録時までに申請手続きがなされなかった場合、自動車取得税は減免になりません。
- ・翌年度分の減免申請は当該年度の1月以降(添付書類の住民票・証明書は1月以降発行のもの)に行ってください。

・申請後の注意事項

今後「減免車」を乗り換えられる場合は、改めて「自動車税・自動車取得税減免申請書」による新規申請が必要となります。なお、自動車取得税のかかる車の場合は、運輸支局での登録前に申請が必要です。

また、身体障害者手帳の等級変更や身体障害者手帳・運転免許証の返還及び障害者の方がお亡くなりになられた場合等は、速やかにご連絡ください。

〈申請先・お問合せ先〉

〒930-0992 富山市新庄町馬場39-6

富山県総合県税事務所 **自動車税センター**

〈窓口受付時間：月～金(国民の祝日及び12月29日～1月3日
 までを除く) 8:30～17:15〉

TEL: 076(424)9211 FAX: 076(424)9749

